

ワンポイント会計基準

vol.293 企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」 等の公表について

2024 年 3 月 22 日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」等（以下、本会計基準）が公表されました。

2023 年 12 月に本会計基準の公開草案（第 80 号）（Vol.291 参照）が公表されておりましたが、今回は公開草案からの変更点についてご紹介いたします。

1. 会計基準の遡及適用

本会計基準の適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等（前年度の末日の要約貸借対照表、前中間会計期間の中間損益計算書及び中間包括利益計算書）について本会計基準を遡及適用することが明確化されています（本会計基準第 38 項）。

本会計基準の適用初年度においては、従来作成していた財務諸表（第 2 四半期の四半期財務諸表）と異なる種類の財務諸表（中間財務諸表）を新たに作成することになると考えられています。

しかし、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」では、従来作成していなかった種類の財務諸表を当期より作成する場合の取り扱いについては明らかにされていません。

そのため、遡及適用によってもたらされる過去の期間に関する情報の有用性と、遡及適用に伴う見積りの要素の度合や遡及適用に伴う実務負担の関係を踏まえ、適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表について本会計基準を遡及適用することとされました（本会計基準 結論の背景 BC22～23）。

2. 注記の有無

また、本会計基準の適用初年度において、本会計基準を適用する旨の注記（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の注記）は求められない旨が、草案公開時に寄せられた

「主なコメントの概要とそれらに対する対応」において示されています（論点の項目「16）本会計基準案の適用初年度の注記について」）。

2023年12月に金融庁より公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）」では、経理の状況において、中間財務諸表等の種類を記載することとされているため、企業が作成する中間財務諸表等が本会計基準の適用対象となるかどうかは明らかであると考えられています。このため、本会計基準の適用初年度において、本会計基準を適用する旨の注記は求めないこととされています。

以上